

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年1月20日付けの通知書で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

令和3年6月4日から同年9月14日までの保護費受給は処分庁による正当な審査を受けたものであるから、年金が出るようになっても、受けた保護費は返還しなくても良いと思う。

もし返還しなければならぬとしても、保護費のほとんどが病院代であり、1割負担が良いのではないか。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和6年 2月29日	諮問
令和6年 6月14日	審議（第89回第1部会）
令和6年 7月25日	審議（第90回第1部会）
令和6年 8月29日	審議（第91回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

#### (2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

#### (3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・

援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし(以下「自立更生免除」という。)、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」等を挙げている。

また、課長通知の1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生費の控除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」(課長通知・1・(2)・(ア)・③)等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」(同・(イ))とされている。

ウ 課長通知の1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること」とされている。

#### (4) 次官通知等の位置付け

次官通知は地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、課長通知は、同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 法63条の規定の適用

本件年金については、令和3年9月に至って、平成29年9月からの過去分を含めて一括して2,281,792円支給されたことから、処分庁は、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分を行ったものと認められる。

法の規定(1・(1))及び次官通知(同・(2))からすれば、年金収入は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである(保護の補足性)。そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うするものであるから(東京高等裁判所平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載)、処分庁が、法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法・不当な点はないものといえることができる。

(2) 本件処分による返還金額

遡及して受給した年金収入については、年金受給権発生日が保護開始前となる場合であっても、既に支給された保護費の額の範囲内で年金受給額の全額が法63条の対象となる(1・(3)・ウ)。

そして、本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、遡及して受給した年金に係る自立更生免除が認められるのは非常に限られている旨を請求人に説明し、請求人から自立更生免除の申出はされていないことが認められる。

その上で、処分庁は、別紙「返還金額算定表」のとおり、各返還対象月において、資力が支給済保護費を上回っていたので、支給済保護費に相当する額を当該各月の返還対象金額とし、返還金額を算定していることが認められる。

そうすると、本件処分の返還金額の算定は、上記1の法令等の定めにもとった適正なものであるといえ、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、既に受給した保護費は、処分庁の正当な審査を経ているから、年金が出ても返還しなくても良い旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、保護は要保護者の金銭等で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（保護の補足性）、年金等の収入がある場合には、その収入額は、要保護者の収入として認定されるものである（1・(2)）。

また、請求人は、保護費のほとんどが病院代であり1割負担で良い旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、法による保護を受けている世帯に属する者については、国民健康保険の被保険者としないとされているから（国民健康保険法6条9号）、法による医療扶助を受けた請求人は、国民健康保険の被保険者と同様に当該保険を利用することはできない。そして、法による医療扶助を受けた被保護者がその資力を活用できる状態になった場合には、法63条による返還額の決定に当たり国民健康保険の一部負担金の制度を勘案すべきとの特段の規定も見当たらない以上、医療扶助の全額について法に基づき費用返還義務が課されるべきものと解せざるを得ないのであるから、請求人の主張を本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、国民健康保険制度と生活保護制度の医療扶助との間における制度的な差異により、請求人が医療費10割相当分の費用返還義務を課せられている状況にあることは否定しえないが、この点に関する不満は現行法制度一般に対するものであって、本件審査請求の対象とすることはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

### 4 付言

上記のとおり、現行法によれば、生活保護の被保護者は医療保険の被保険者とはなりえないとされていることから、健康保険制度の被保険者から除外され、医療扶助として医療費10割負担分を取得していたという前提のもとで、将来医療費全額の返還が求められることは一般に起こりうる状況にある。そこで、保護の実施機関においては、法63条に係る上記取扱いに関して、保護を申請しようとする者から十分な理解を得ておくことが不可欠である。確かに、本件においても、

処分庁は請求人に対して「生活保護のしおり」を用いて説明していることが認められる。しかしながら、本件においても審査請求がなされ、本件以外でも、法63条に基づく医療費の取扱いをめぐっては審査請求や行政訴訟が提起されているといった事実を鑑みると、当該取扱いに関する理解は一般市民にとって決して容易なものではない。したがって、処分庁は、相談者ないし申請者の事情に即して、具体的かつ丁寧に説明を尽くすことが望まれる。

また、本件のように、相談や保護の開始を検討する時点において、保険の解約や未受給年金の受給申請等により現金化できる資産を有しており、保護決定後に法63条による返還や保護の廃止が見込まれる事例においては、生活困窮者自立支援制度や社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付など他制度の活用も含め、十分な情報提供と具体的選択肢の提示を通じて、処分庁として丁寧なケースワークにより、相談者が自立的生活のため一層合理的な選択をできるように努めることが望まれる。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙(略)